報告第12号

令和７年度読谷村下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度読谷村下水道事業会計資金不足比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤

令和７年度読谷村下水道事業会計資金不足比率報告書

単位：％

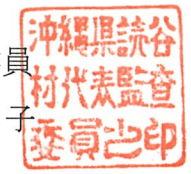
	資金不足比率
読谷村	ー
経営健全化基準	20.0



読監第25号
令和8年8月12日

読谷村長　伊波　篤　殿

読谷村代表監査委員
知花　むつ子



令和7年度読谷村下水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査を求められた令和7年度読谷村下水道事業会計経営健全化判断比率について、経営健全化審査意見書を提出します。

令和7年度読谷村下水道事業会計経営健全化審査意見書

審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比　率　名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	―	―	20.0%

※資金不足がない場合は「 ― 」と表記する。

(2)個別意見

資金不足比率は、経営状態の悪化の度合いを示すもので、マイナス 244.8%となっており、資金不足が発生していないため当該数値は算定されない。

また、財務の短期的な支払い能力を示す流動比率は 220.4%であり、適正とされる100%を十分に上回っており、短期的な資金繰りも良好な状態にある。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。